

県庁職域支部だより

Vol.14 2008.3

発行：神奈川県建築士会県庁職域支部（県庁内）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

<http://www.kanagawa-kentikusikai.com/sibu/kenchou/>

南の島のある教会 Photo by S.Kimura

支部長あいさつ

支部長 長田 喜樹
(神奈川県県土整備部次長)

ふたたび支部総会の時期がめぐってきて、この「たより」も14号を数えることになりました。春はお世話になった方を送り、また新たな仲間を迎える季節でもあります。そうしたおめでたい時ですから、ひとつ景気のいい話でもできればと思うのですが、私たちを取り巻く環境は相変わらず厳しい。昔、知人から

「深く深くかがめ、高く高く舞い上がるために」というフレーズを教わりました。ケストナーという児童文学学者の言だそうですが、真偽は定かでない。でも気にいっている言葉です。

姉歯をきっかけに、ここ数年の建築界はそれこそ地面すれすれまで身をかがめさせられましたが、逆に、飛躍のためのバネをためてきともいえるでしょう。安全とか景観とか、建築の質に対するさまざまな要求はこれからも続くし、応急危険度判定活動のように、「建築屋さんに見てもらってよかった」と言われることも変わらないはずです。職域支部の特性－同じ釜の飯を食った幅広い年代の存在－を活かして技術力を継承しながら、高く舞い上がっていきましょう。

支部からのお知らせ

一建築士会県庁職域支部50周年記念の集い 開催一

平成19年4月16日、通常総会に引き続き、支部設立50周年記念の集いを、スカイビル27階クルーズクルーズで開催しました。

支部の歴史を紐解く来賓方々等のお話や、これまでの会員が関わった建築物の話題などで盛り上がるとともに、新たに入庁された新人の方々も紹介され、非常に盛況な会となりました。

一関プロ青年協神奈川大会が開催一

関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会（関プロ青年協）は、関東甲信越ブロックの各都県建築士会青年委員会の集まりです。建築士会の発展を目指として、青年の視点ならではの大会を年一回持ち回りで開催しており、19年度は神奈川にて6月16,17日の両日に開催されました。関東甲信越の若手(young at heart 含む)建築士が集まり熱い議論が繰り広げられ有意義な大会となりました。また、今回は会場を大学（神奈川大学）として開催したことでも特徴でした。20年度は6月20~21日に栃木にて開催されます。県内他支部や他県の建築士と交流しませんか。奮ってご参加ください。

（県都市整備公園課 | 士会青年委員会副委員長 池田誠之）

はじめに

- 支部長あいさつ
- 支部からのお知らせ

先輩の言葉

- “かながわ建築技術者の連携”を想う

特 集

- 改正建築基準法について
- 新潟県中越沖地震への応急危険度判定士派遣
- アスベスト問題について
- 公社技術職員研修会について

— “かながわ建築技術者の連携”を想う —

神奈川県県土整備部住宅営繕事務所長
増田 勝男

平成17年4月、住宅対策と県有施設整備を担う出先機関（特設事務所）として設置された住宅営繕事務所は、総務部の建築工事課・建築設備課と県土整備部の住宅整備課・住宅管理課の本庁4課が、営繕計画課と住宅課の本庁2課と当事務所に再編・統合されたもので、20年3月現在3部9課・職員数96人（うち建築職は、非常勤職員等含め27人）の業務体制となっている。

それまで別組織業務だった県営住宅の建設と管理部門を一元化するとともに、建築・設備等の技術者を集約して、県営住宅と県有施設の整備工事（新築のみならず長寿命化や耐震化の工事）を一体的に進めるという組織替えであった。

建築職の業務は、これら工事の計画、設計、施工の指導監督が主なものであるが、当然のことながら、許認可手続き交渉、依頼部局や地元調整等があり、特に県営住宅工事では、建て替えや住戸改善などで、入居者や自治会との技術面での交渉・調整に関わることも多々ある。そのような日々の業務の中、将来を見据え、安定的・効率的な公共建築の維持・創造という当然の使命がある。

人員削減や団塊世代の大量退職の渦中にあっては、昨今、住宅や学校等の大量建設ではなく、建替や増改築、耐震改修はじめ部分改修などの事業が主体となっている。既存の施設をどのように維持・活用していくのか。時代ニーズに応え、県庁公共建築の“営繕＝建物を新築・増築したり、改築・修繕”の担い手＝建築職として、県営住宅や県有施設に対峙しなければならない。都市計画や建築行政を含め、日々の県行政業務の中、同僚・上司等との技術伝承や自己研鑽、国・市町や公社・機構などの公的団体はもとより、設計事務所や建設会社、関連業界団体との技術交流など、各個人だけではなく、これまで以上に連携・協働し“かながわの公共建築をサポートする建築職”という意識と行動が求められるのではないか。

勿論、県組織としては技術職員の育成とともに、技術の改革や伝承していくような環境整備が求められることは言うまでもない。

前職の建築指導課では、先の耐震偽装問題への対応として“構造指導担当”を設置したが、これも県庁建築職における建築構造力強化と言うことは当然のこと、発展して、県内特定行政庁をはじめ、民間確認検査機関や適合判定機関、市町営繕部署の建築技術者との連携強化、さらには設計事務所や建設施工会社等を含めた“かながわの建築構造技術者ネット”的な連携による県民の安全・安心体制を構築できたらと“夢想”しているところである。

最後に、県庁建築職の約75%が建築士資格を持っていると聞く。建築士会等の活動を通じた、このような“かながわ建築技術者の連携”を想うのだが…。

改正建築基準法について

神奈川県国土整備部建築指導課

増永 芳樹

平成17年11月に発覚した姉歯元建築士による構造計算書偽装事件を受け、このような事件が二度と起きないよう、建築確認・検査の厳格化が図られた改正建築基準法が、昨年6月20日に施行されました。

構造計算書偽装事件では、設計者が計算書を偽装して建築確認申請を行い、審査する側がこれを見抜けなかったため、建築確認制度そのものの信用が失墜しました。改正法の施行により、建築確認制度の信頼回復が期待された訳ですが、いざ蓋をあけてみると、ご存じのように、建築確認手続きが停滞し、建築着工件数が激減し、官製不況と言われる事態にまで発展してしまいました。（「神奈川県内の建築確認件数の状況について」参照）

ここでは、今回の法改正に係る一連の状況などについて紹介させていただきます。

○ 建築基準法改正の概要

今回の改正の大きなポイントは「建築確認・検査の厳格化」ですが、その主な内容は次のとおりです。

①構造計算適合性判定制度の導入

通常の建築確認審査に加え、一定高さ以上等の建築物（高さ20mを超えるRC造の建築物など、高度な構造計算を行う建築物）を対象に、新たに第三者機関による構造審査を義務づけた。

②確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく厳格な審査の実施

ずさんな設計図書を審査段階で訂正する不適切な慣行があったため、軽微な不備を除き、訂正を認めないこととした。

③確認審査期間の延長

21日間 → 35日間（大臣認定プログラムによらない場合等は最大70日まで延長可）。木造2階建て住宅等の小規模建築物は、従前通り7日間。

④3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務付け

このほかに、「指定確認検査機関の業務の適性化」、「図書保存の義務づけ」、「建築士等の罰則の強化」などについても改正されました。

○ 法改正に対する県の対応（改正法施行前）

1 構造計算適合性判定機関の指定

建築主事及び指定確認検査機関は、一定の高さ以上等の建築物について構造計算適合性判定を知事に求めることになったため、本県では、この判定を行わせるため、構造計算適合性判定機関として昨年5月に7機関を指定しました。

2 建築指導課に「構造指導担当」の設置

新たな制度に対応するため、平成19年度から建築指導課に「構造指導担当」を設置し、職員及び委託契約による構造専門員等を配置し、円滑に新制度に対応できるよう各土木事務所を支援する体制を整備しました。

この部署は、3年間の時限措置として設置されましたので、この間に建築職員の構造審査能力向上を図るために、建築確認における構造審査の相談や、土木事務所以外の建築職員も対象とした定期的な構造研修を実施しています。

3 神奈川県建築確認申請図書事前チェック制度の実施

指針に基づく厳格な審査が導入されることにより、従来は慣行として行われていた審査中の図面修正や差し替えが認められなくなりました。

このため、改正法が施行されしばらくの間は、確認審査の現場で混乱が生じることが予想されたため、正式な受付前に申請図書を預かり、書類の不備や不整合がないか事前にチェックする制度を、法施行に合わせて実施しました。

○ 改正法施行後の建築確認手続停滞の要因

今回の法改正は、構造計算書偽装の再発を防止するため、前述したように構造計算適合性判定機関による二重チェックの導入や、指針に基づく厳格な審査により、申請図書の訂正が認められなくなるなど、建築確認手続全般にわたる内容です。

しかし、これだけの大改正でありながら、偽装事件が発覚してから約7ヶ月で改正法が公布（平成18年6月21日）され、その1年後に施行されるという、非常に短期間で施行されたため、施行の直前まで、実務上必要となる申請書の作成や審査の方法などを定めた規則や告示が示されず、設計者や審査者等が双方とも新しい制度を十分理解し、準備する期間がないままに施行されました。そのため改正法が施行された直後は、

①単純な誤字、脱字程度しか訂正が認められず、それ以外は直ちに不適合になると誤解による申請の手控え

②審査者が、本来訂正させる必要のない些細な事項についてまで補正作業を求めるによる審査期間の延伸などという状況が見受けられていました。

また、構造設計にあたっての重要な考え方が示されている「構造関係技術基準解説書」が法改正に併せて改訂されましたが、発行が8月10日、説明会が9月に開催されるという状況だったため、構造計算が必要な物件の申請が手控えられていたとも聞いています。

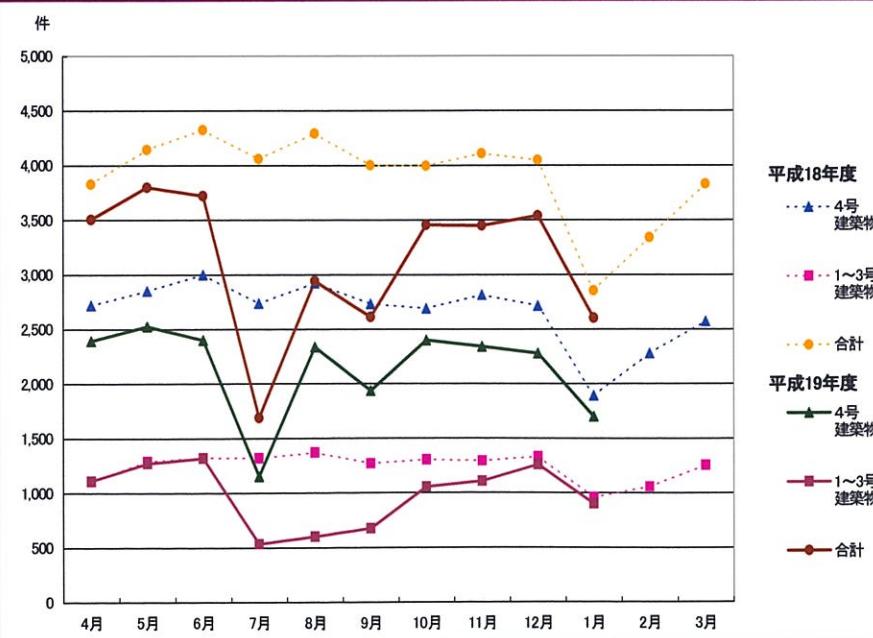
さらに、改正法に対応する構造計算プログラムの大蔵認定が大幅遅れ、第1号の製品が本年2月22日に認定（発売は3月25日）されたところです。従来の大蔵認定プログラムも、計算ツールとして使用することは可能ですが審査省略の対象とならないため、新大蔵認定プログラムが出てくるまで申請を控えている設計者もあるようです。

これらの要因が、確認件数の大幅な減少を招いたと考えられています。

○ 確認申請手続の円滑化を図るための取組

国交省では法改正にあたり、施行前の様々な説明会等において、確認審査の厳格化を強調した結果、前述したような誤解なども生じて建築確認手続が停滞する状況となりました。この行き過ぎた厳格化について、最近の国

神奈川県内の建築確認件数の状況について



◎確認件数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成18年度 (件数)	4号建築物	2,720	2,852	3,000	2,738	2,922	2,732	2,692	2,815
	1~3号建築物	1,109	1,292	1,324	1,321	1,370	1,269	1,304	1,293
	合計	3,829	4,144	4,324	4,059	4,292	4,001	3,996	4,108
平成19年度 (件数)	4号建築物	2,394	2,526	2,400	1,153	2,338	1,936	2,401	2,342
	1~3号建築物	1,112	1,273	1,321	536	603	675	1,055	1,106
	合計	3,506	3,799	3,721	1,689	2,941	2,611	3,456	3,448
前年同月比	4号建築物	88.0%	88.6%	80.0%	42.1%	80.0%	70.9%	89.2%	83.2%
	1~3号建築物	100.3%	98.5%	99.8%	40.6%	44.0%	53.2%	80.9%	85.5%
	合計	91.6%	91.7%	86.1%	41.6%	68.5%	65.3%	86.5%	83.9%
◎構造計算適合性判定 適合件数									
件数	—	—	0	0	3	16	54	98	
棟数	—	—	0	0	3	17	69	129	

交省主催の会議等では、少し薬が効きすぎたとの認識を示しているようです。

しかしながら、偽装事件の再発防止のためには、厳格な審査の実施は必要であるとの認識に変わりはなく、課題は、新制度にいかに円滑に対応していくかというところにあります。このため、国交省及び県において、確認手続の円滑化を図るため、次のような様々な取組を行っています。

(国)

①(財)建築行政情報センターのホームページで各種情報の公開

- ・改正建築基準法に係るQ & A、確認審査・検査運用解説、構造計算概要書の記載例、確認申請書の作成事例等を公開

②「改正建築基準法電話相談窓口」の開設(平成19年9月~)

③改正建築基準法アドバイザーの登録(平成19年10月)

- ・関係団体等からの要請に基づき、アドバイザーを研修会等へ派遣

④確認審査等に関する苦情受け付け(平成19年10月~)

- ・(財)建築行政情報センターのホームページに苦情箱を設け、苦情対象の審査機関に対して内容を通知

⑤セーフティネット貸付の実施(平成19年10月)

- ・政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置

⑥実務者向けリーフレットの配布(平成19年10月)

⑦建築基準法施行規則改正(大臣認定書の写しの取扱い、軽微な変更の取扱い)(平成19年11月)

⑧計画変更の円滑化のためのガイドライン策定(平成19年12月)

⑨建築確認申請図書に関して建築関係団体による個別相談に応じる窓口の開設(平成20年1月~)

⑩構造計算適合性判定機関(東京都、神奈川県、埼玉県のみ)受付状況公開(平成20年2月~)

(県)

①事前チェック制度実施期間の延長

- ・当初は施行後6ヶ月までの期間限定としていたが、関係団体等からの要望もあり平成20年9月まで延長

②改正建築基準法に対する相談窓口の設置(平成12年10月~)

- ・設計・施工・審査の実務者からの改正建築基準法の運用に関する質問・相談等についての窓口を県ホームページに掲載

③都道府県アドバイザーの登録(平成19年10月)

④関係団体への説明会等の開催(随時)

⑤神奈川県建築確認円滑化対策連絡会議の設置(平成19年12月)

- ・建築確認検査における申請、審査業務等の円滑な推進を図ることを目的とし、特定行政庁、確認検査機関、構造計算適合性判定機関及び建築関係団体による会議を設置

⑥構造計算適合性判定機関の追加指定(平成20年1月)

- ・増加しつつある構造計算適合性判定対象物件に対応するため、5機関を追加指定

○おわりに

県庁職域支部には、確認審査、設計、工事発注など、様々な立場で業務に従事している方がいますが、今回の建築基準法改正はそれに大きな影響を与えていくことと思います。

さらに、今後は改正建築士法(平成18年12月20日公布)により平成21年度(5月末頃)から、一定の建築物については、新たな資格の構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法適合確認が必要になるなど、設計者側にも設計内容の適正化が求められます。

確認件数はある程度回復基調にありますが、構造計算適合性判定制度を始めとするこれら新たな制度について、建築業界がはじむまでには、まだしばらく時間がかかると思われます。構造計算書偽装事件をきっかけに、建築業界の制度が大きく変わりつつありますが、この流れに対応していくことの難しさを感じている今日この頃です。

新潟県中越沖地震への応急危険度判定士派遣

神奈川県県土整備部建築指導課

萩原 教貴

平成19年7月16日に新潟県上中越沖を震源地とする「新潟県中越沖地震」(震度6強)が発生しました。

この地震による被害を受けて、新潟県判定支援本部は、7月16日から23日の期間で柏崎市、刈羽村及び出雲崎町で応急危険度判定を実施し、延べ2,758名の判定士により34,048件の判定調査が実施されました。

この間に、本県では、広域支援要請を受け、県及び16市町の行政職員計66名を新潟県柏崎市に応急危険度判定士として派遣しました。

第一次派遣(18日要請)は19日から21日の3日間(17行政庁46名)、第二次派遣(20日要請)は22日から23日の2日間(7行政庁20名)で計5日間、2,306棟を判定しました(結果は「調査済み:要注意:危険=6:3:1」)。

私は第一次派遣に参加しました。被害状況等は新聞雑誌等で報告されていますので、主に派遣を通しての所感等を述べさせていただきます。

18日の午前中に広域支援要請の連絡を受け、同日午後に翌19日の8時30分までに判定実施本部の新潟県柏崎市役所に集合する旨の連絡がありました。夜に県庁を出発するまでの間、ヘルメット等の判定活動に必要な備品類を用意し、着替えを取りに行くなど準備に追われました。真夜中の2時過ぎに宿泊先に到着し、翌日以降は毎日、6時半の早朝ミーティング後、宿泊地の上越市から柏崎市へ向かい、17時前までに判定結果を本部へ報告し、20時過ぎに県へ判定結果を報告する日々が続きました。

交通状況は、柏崎市内に入る北陸自動車道の通行規制は既に解除されましたが、柏崎IC近辺と市内の一般道で渋滞していました。

市内のライフラインは、水道が断水していましたが、停電はなく、自販機で飲料水は入手できました(連日の猛暑)。携帯電話も判定活動中、通常通り通話できました。

平成16年の新潟県中越地震の時には実施本部と判定士との指示系統が十分でなかったとの指摘を聞きますが、今回の柏崎市判定実施本部では、判定場所を区域分けした街区マップや判定資機材が到着時には用意され、指示系統も判定チーム毎に個別に派遣先を指示する等、スムーズであったと思われます。また、市民への応急危険度判定の事前周知が防災無線等により十部に行われていたようです。

ただし、神奈川県内より派遣された行政職員間の連絡調整は県職員が行なったため、判定活動に集中することが難しく、コーディネーター役の職員も合わせて派遣すべきであったと思います。

判定活動にあたり、同行した行政職員及び後方支援していただいた県職員の方々のご尽力に感謝いたします。

なお、判定活動の概要等については、去る1月30日に建築士会県庁職域支部の建築セミナーにおいてご報告いたしました。



月	1月	2月	3月	合計
716	1,894	2,280	2,573	31,934
332	959	1,059	1,256	14,888
348	2,853	3,339	3,829	46,822
279	1,701			
259	902			
338	2,603			
.9%	89.8%			
.5%	94.1%			
.4%	91.2%			

118	90
194	118

アスベスト問題について

(社) 神奈川県土地建物保全協会
事業部施設管理課
小沼 文人

アスベスト問題が最近また新聞記事を賑わせている。国内ではこれまで輸入も使用もされていないとされていたトレモライトが検出されたのだ。

特に断熱・吸音材のロックウールなどに高濃度で含まれていたと言うから、これから調査が進めば多くの施設で使用が確認されることだろう。なお、調査の対象は今までのクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）の3種類に加え、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの合計6種類になり、近年では2005年度・2006年度に行われて以来3度目の調査となる。

調査の結果検出されれば、吹き付けアスベストはレベル1となり除去の対象となるが、今まで私も何物件かアスベスト除去工事を担当してきているが、標準単価がなく見積りに頼るしかない。しかし、複数の業者から見積り徴集してもそれぞれの単価にバラツキが多く真実味に欠ける。今年度の会計検査でアスベスト除去工事が対象になったのも、そのような背景があるのか。現場によっては作業性や難易度が違い標準化しづらいのは分かるが、早期に歩掛かり等の整備を進めてほしいものである。

さて、もう一つ私が感じている問題が、レベル3に該当するアスベスト成形板である。アスベスト成形板とは、内装材、外装材、屋根材などに使用された建材で、一部（石綿含有ロックウール吸音天井板等）を除き、見掛け密度が概ね0.5 g / c m³以上で硬質な材料である。

使用状態においては表面が安定しており、物理的な衝撃を加えない限り空気中への飛散がないといわれていることや、大気汚染防止法、石綿障害予防規則、労働安全衛生規則等でも解体・改修工事時に作業届提出の義務がないため危険意識が低いのが実情だ。

しかし、工事に当っては、湿潤化、立入禁止措置、保護具の着用や作業記録の保存（40年間）などが石綿障害予防規則で定められており、第三者への健康被害防止はもとより作業員の安全性も考え、適切に処理することが必要だがそこまで認識している方が少ないと感じる。

このように、アスベストに対する問題はまだまだ残されており、世間でも関心が高いことから、今後も情報の収集や情報の共有が必要と考えている。

■アスベスト含有建材と製造時期

(2005年 BCS 調査)

石綿障害 予防規則区分	種類 (施工部位)	No.	建材の種類	製造時期
吹付け材 レベル1 (著しく 発じん量の 多い製品)	吹付け材	①	吹付け石綿	~1975
		②	石綿含有吹付け ロックウール (乾式・半湿式)	~1987
		③	石綿含有吹付け ロックウール(湿式)	~1993
		④	石綿含有バーライト 吹付け	~1993
		⑤	石綿含有バーミキュ ライト吹付け (ひるび)	~1998
保温材等 レベル2 (比重が 小さく、 発じんし やすい 製品)	耐火被覆材 (S構の梁、 柱等)	⑥	石綿含有けい酸 カルシウム板第2種	~1997
		⑦	屋根用折板石綿 断熱材	~1993
		⑧	煙突実断熱材	~2004
	保温材 (配管、 エルボ、 ボイラー等)	⑨	石綿・けいそう土・ バーライト・石綿 けい酸カルシウム等 各種保温材	~1980

石綿障害 予防規則区分	種類 (施工部位)	No.	建材の種類	製造時期
非 飛 散 性 ア ス ベ ス ト	内装材 (壁、天井)	⑩	フレキシブルボード・ 大平板等	~2004
	耐火 間仕切り	⑪	けい酸カルシウム板 第1種	~1997
	床材	⑫	岩綿吸音板	1984~1987
		⑬	石膏ボード	1970~2000
		⑭	けい酸カルシウム板 第1種	~1997
	その他石綿 含有建材 (成形板等) レベル3 (発じん性の 比較的低い 製品)	⑮	ビニール床タイル	~1987
		⑯	プロアシート (長尺塗ビート等)	~1990
		⑰	押出成形品	~2004
	外装材 (外壁、 軒天)	⑱	蒸煮系サイディング	~2004
		⑲	押出成形セメント板	~2004
		⑳	フレキシブルボード・ 石綿セメント板	~2004
		㉑	スレート波板	~2004
		㉒	けい酸カルシウム板 第3種	~1987
	屋根材	㉓	住宅化粧用スレート	~2004
	煙突材	㉔	石綿セメント円筒	~2004
	設備配管	㉕	耐火二層管	~1998
	設備機器 部品	㉖	ガスケット・パッキン	~2006

国土交通省パンフレットより

公社技術職員研修会について

神奈川県住宅供給公社
管理部高齢者住宅課
一ツ谷 正範

現在、当公社では、各種の修繕業務を効率良くかつ低廉な工事費で執行できるよう社内プロジェクトを立ち上げ検討を行っておりますが、今回、その一環として大規模修繕工事に係る社内技術職員研修を開催いたしましたので、その模様をご紹介いたします。

研修目的は、大規模修繕工事施工中の現場を素材とした見学・体験・指導を通じて、修繕工事に関する知識等を効果的に修得するというものです。

研修会では、大規模修繕業務を数多くのマンション管理組合から受託している財団法人若葉台管理センターの協力を得て、同財団職員より、工事実施前の建物等調査診断・改修設計から修繕工事実施完成までの各段階におけるチェックポイント等の講義を受け、その後、実際に施工中である現場を見学しました。

講義と見学会をセットにした研修会は、講義内容を実際の現場で確認できるため、「百聞は一見にしかず」ではありませんが、実務研修としては、良い企画だったと思われます。

当公社では、数多く抱える老朽化した物件を大規模修繕や建替等により再生させ、沢山の居住者や地域の方々に喜んでいただけるよう、こうした研修会を通じて職員のレベルアップを図っていく予定です。

《対象の物件》

・物件名 ケア付高齢者住宅「ヴィンテージ・ヴィラ横浜」

・総戸数 326戸 延床面積 29,461.33m²

・構造規模 SRC造 地下1階 地上14階

《対象の工事》

・躯体補修工事

・シーリング工事

・塗装工事

・防水工事 (屋上・バルコニー)

ヴィンテージ・ヴィラ横浜(若葉台)



*写真中央の住棟がヴィンテージ・ヴィラ横浜



編集後記：やつと支部だよりNo. 14をお届けできることとなりました。原稿作成にご協力いただいた方々に、この場を借りてお礼申し上げます。また、例年同様、配付が4月になることをお詫びいたします。たった4ページのしおりですが、今回初めて編集を担当し、これまで担当してきた方々の努力と工夫を実感いたしました。毎回手作りで仕上げているしおりです。是非ご一読ください。

編集担当：木村 誠司、池田 誠之